

海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務プロポーザルに係る審査要領

1 目的

この要領は、海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務（以下「本業務」という。）の実施を希望する団体が提出した企画提案書等（以下「提案書」という。）を比較検討し、提案者の順位付けを行うために必要な審査方法等を定めるものとする。

2 審査会の設置

- (1) 提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、審査員3名をもって構成する。

3 審査基準等

- (1) 審査員は、提案書の内容を次表により評価する。

区分	審査項目	審査の視点	評価基準点	ウェイト	配点
内容	インド関係者との調整	① カリंगा工業技術大学及びチャンドラ・セカール・アカデミーの関係者（学生、教授等）との連絡調整や協力依頼を支障なく行えるよう、本事業実施に係る適切な運営体制の構築を提案しているか。	5	×3	15
		② 海外（特にインド）から日本への出入国に係る査証や移動に係る航空券等の手配の経験があり、県が提示するスケジュールに応じた円滑な手配が可能であることが見込まれるか。	5	×1	5
	インターンシップ参加学生支援	① 海外の学生を対象とした日本語学習提供の実績があり、受講者の日本語能力を向上させるための具体的なカリキュラムを提案しているか。	5	×2	10
		② 参加学生募集からインターンシップ実施まで一貫して、参加学生が鳥取県での就業体験を円滑に実施できるよう、具体的な支援内容を提案しているか。	5	×3	15
	インターンシップ受入れ企業支援	① 外国人材のインターンシップを受け入れる企業に対して、プログラム作成や外国人材と企業間のミスマッチ防止等の支援の経験があり、受入れ企業個社ごとに適したプログラムの作成が期待できるか。	5	×2	10
		② 受入れの準備期間からインターンシップ実施まで一貫して、受入れ企業が就業体験を円滑に実施できるよう、具体的な支援内容を提案しているか。	5	×2	10
全体	業務遂行能力	① 目的や事業について理解しているか。	5	×1	5
		② 本業務を実施するための適切な能力と体制を備えているか。（運営体制が適切か、インド国内に従業員が常駐する事務所を有しているか、インドからの人材送り出しの実績があるか など）	5	×3	15
		③ 海外の教育機関に在籍する大学生等を対象とした、日本国内企業でのインターンシップ支援の実績及び成果があるか。	5	×2	10
	個人情報漏えい等の有無	① 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。（ただし、発生がある場合に限り減点する）	△5	×2	△10
見積価格	価格点	【計算式】 $\text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{当事業者の見積額} - \text{最も低い見積額}}{\text{鳥取県の予算額}} \right)$ ※鳥取県の予算額を超える見積額は無効とする。			5

- (2) 各審査員は、(1)の各項目（価格点を除く。）について、次の基準により評価し、ウェイトの割合を掛け合わせた点数を算出し、価格点を加えてその合計点（以下「評価採点」という。）を海外学生インターンシップ（就業支援）受入支援業務プロポーザル審査票（別紙）の所定欄に記入した上で、順位付けを行う。

評価基準点	判断基準
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや不十分
1	不十分又は審査不能

- (3) (2)により各審査員の付した評価採点を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する。ただし、(1)の各項目について、審査員の過半数が評価基準点を「1」と評定した項目のある提案者は、順位付けを行わないものとする。

- (4) 同位の者が2以上あるときは、審査員の多数決で順位を決定する。